

家畜保健衛生所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年六月三十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第十二号

家畜保健衛生所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

家畜保健衛生所長に対する事務委任規則（昭和四十六年六月奈良県規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第四号及び第五号中「第三十一条第二項」を「第三十一条第三項」に改める。

附 則

この規則は、令和二年七月一日から施行する。